

報告第 9 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年4月17日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年3月15日 午後0時30分

2 事故発生の場所

つくば市並木四丁目117番

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

相手方が、つくば市道4-4252号線（P）を歩行中、歩道のタイルが剥がれていた箇所でつまずき、足首を負傷させたもの

5 損害賠償額

金8,425円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金8,425円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。